

# 釧路市水道ビジョン

(2022年度～2031年度)

**【概要版】**

( 素案 )

釧路市

# 1 策定にあたって

## 1.1 水道ビジョン策定の目的と背景

釧路市の水道事業は、1927年（昭和2年）に給水を開始して以来、都市規模の拡大に合わせ事業を拡張してきた結果、水道管路は総延長で1,166kmに達し、7つの浄水施設を有しています。高度経済成長期に整備された配水管や施設の多くは老朽化しつつあり、更新時期を迎えています。

さらに、ライフラインを確保するための災害対策が喫緊の課題であるとともに、節水型機器の普及や人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しつつあります。

本市水道事業では、こうした現状と課題を踏まえた上で、目指すべき方向を見定め、将来像やその実現のための施策を明確にするため、2012年度（平成24年度）から10か年で取り組む施策等をまとめた『未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道』を基本理念とする「釧路市水道ビジョン」を策定、また、ビジョンに掲げた施策目標の実現と健全な財政運営との両立を図るための具体的な実施計画として「釧路市水道経営計画」を策定し、取り組みを進めてまいりました。

この間に厚生労働省が、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、これを具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示することを目的とし、2013年（平成25年）に「新水道ビジョン」を公表しています。

前水道ビジョンの計画期間が2021年度（令和3年度）で終了するにあたり、これまでの施策や取り組みを評価分析し、市民生活に必要なライフラインを次の世代に確実に引き継いでいくことを主眼とした、『次世代へつなぐ安全・強靱な信頼される水道』を基本理念とする、新たな「釧路市水道ビジョン」を策定することとしました。

**釧路市水道事業の基本理念**

**『次世代へつなぐ安全・強靱な信頼される水道』**

## 1.2 計画の位置づけ及び計画期間

本ビジョンは、水道事業の長期的な運営指針として、2022年度（令和4年度）から10年間の将来像や施策目標、具体的施策を取りまとめます。取りまとめにあたっては、広く意見を把握し反映を図るとともに、釧路市まちづくり基本構想など各種関連計画との整合を図ります。

また、本ビジョンの施策を確実に実現するため、同期間の水道経営計画を策定し、具体的な事業内容等を明らかにします。

なお、2021年（令和3年）3月に策定した経営戦略については、本ビジョン及び経営計画に内包することとします。

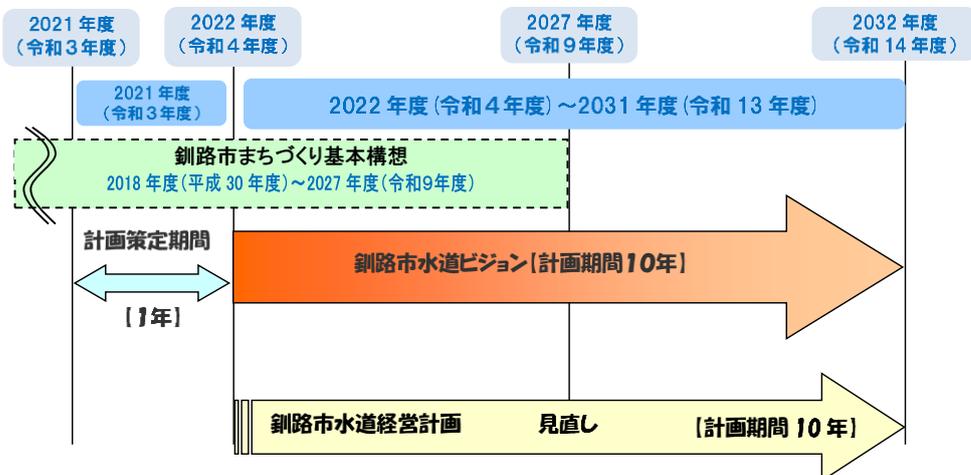


図 1.1 水道ビジョン計画期間

## 2 水道事業の概要

本市は、2005年（平成17年）10月11日に釧路市、阿寒町、音別町の3市町の合併により、行政面積が1,362km<sup>2</sup>と全国でも有数の広さの新しい釧路市としてスタートしました。

本市の水道は釧路市街地区の上水道事業<sup>1</sup>と、山花、阿寒、飽別、阿寒湖畔、音別の5地区の簡易水道事業<sup>2</sup>、それに音別二俣地区の飲料水供給事業<sup>3</sup>を合わせた7事業となり、2020年度（令和2年度）末で給水人口約18万人、年間総配水量2,099万m<sup>3</sup>の事業規模となっています。



図 2.1 釧路市の浄水場と配水池

表 2.1 釧路市の浄水場の概要

水道事業名	釧路地区		阿寒地区			音別地区	
	釧路市 上水道事業	山花簡易 水道事業	阿寒簡易 水道事業	飽別簡易 水道事業	阿寒湖畔 簡易水道事業	音別簡易 水道事業	二俣飲料水 供給事業
水源種別	表流水 (釧路川)	地下水	表流水 (シュンシタカラ川)	表流水 (田プチ川)	表流水 (チップ川)	地下水 湧水	地下水
浄水施設	愛国浄水場	山花簡易 水道施設	阿寒浄水場	飽別浄水場	阿寒湖畔 浄水場	音別浄水場 直別浄水場	二俣飲料水 供給施設
浄水方法	凝集沈澱 +急速ろ過	消毒	凝集沈澱 +急速ろ過	凝集沈澱 +急速ろ過	膜ろ過	膜ろ過	消毒
計画人口 (人)	182,903	800	2,667	180	1,400	2,840	67
2020年度(令和2年度)末 給水人口(人)	174,171	44	2,622	155	1,139	1,509	8
2020年度(令和2年度) 年間配水量(千t)	19,755	4	385	70	519	254	6

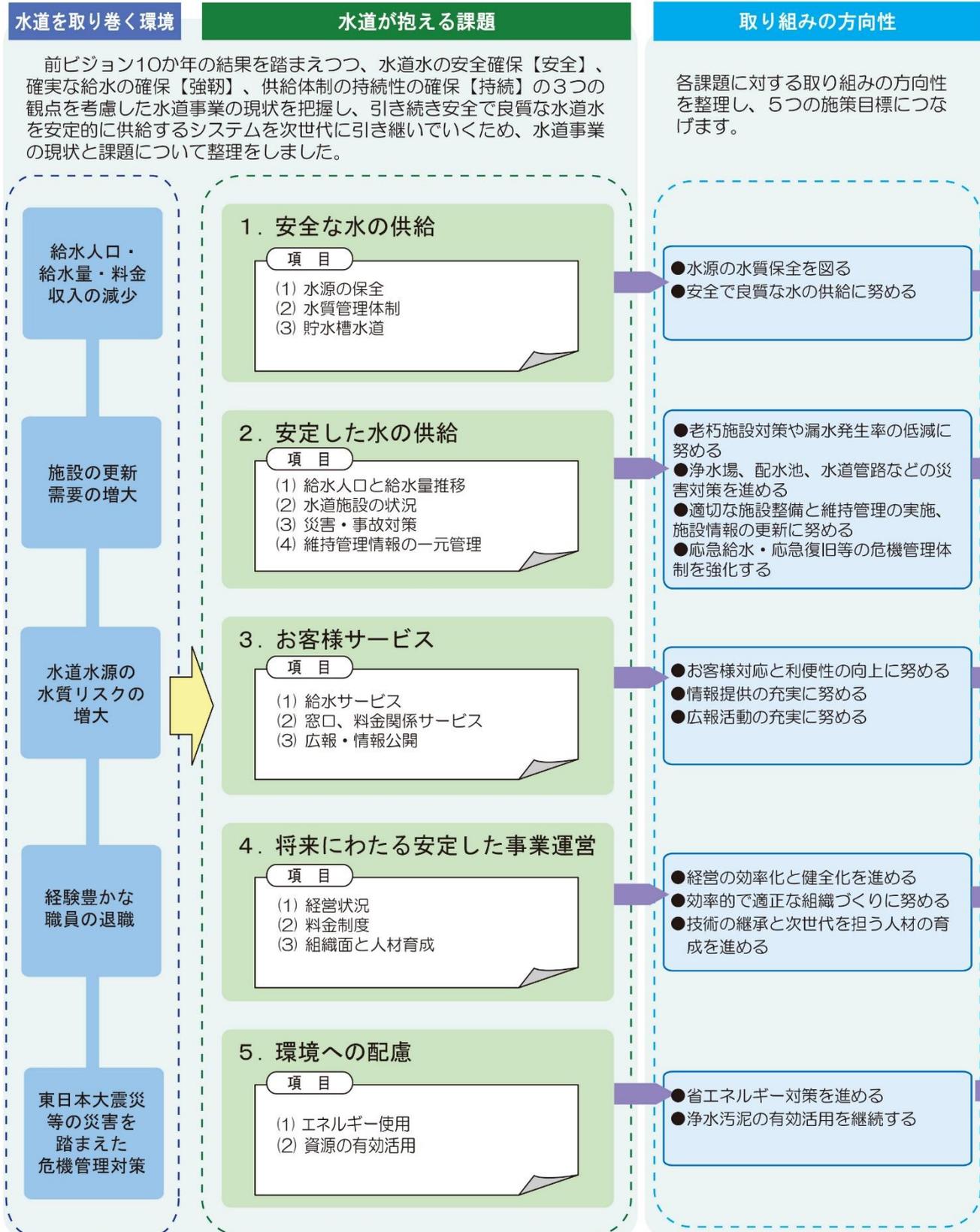
<sup>1</sup> 上水道事業：水道事業のうち簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える事業。

<sup>2</sup> 簡易水道事業：計画給水人口が101人以上5,000人以下である水道によって水を提供する水道事業をいう（水道法3条3項）。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいもの。

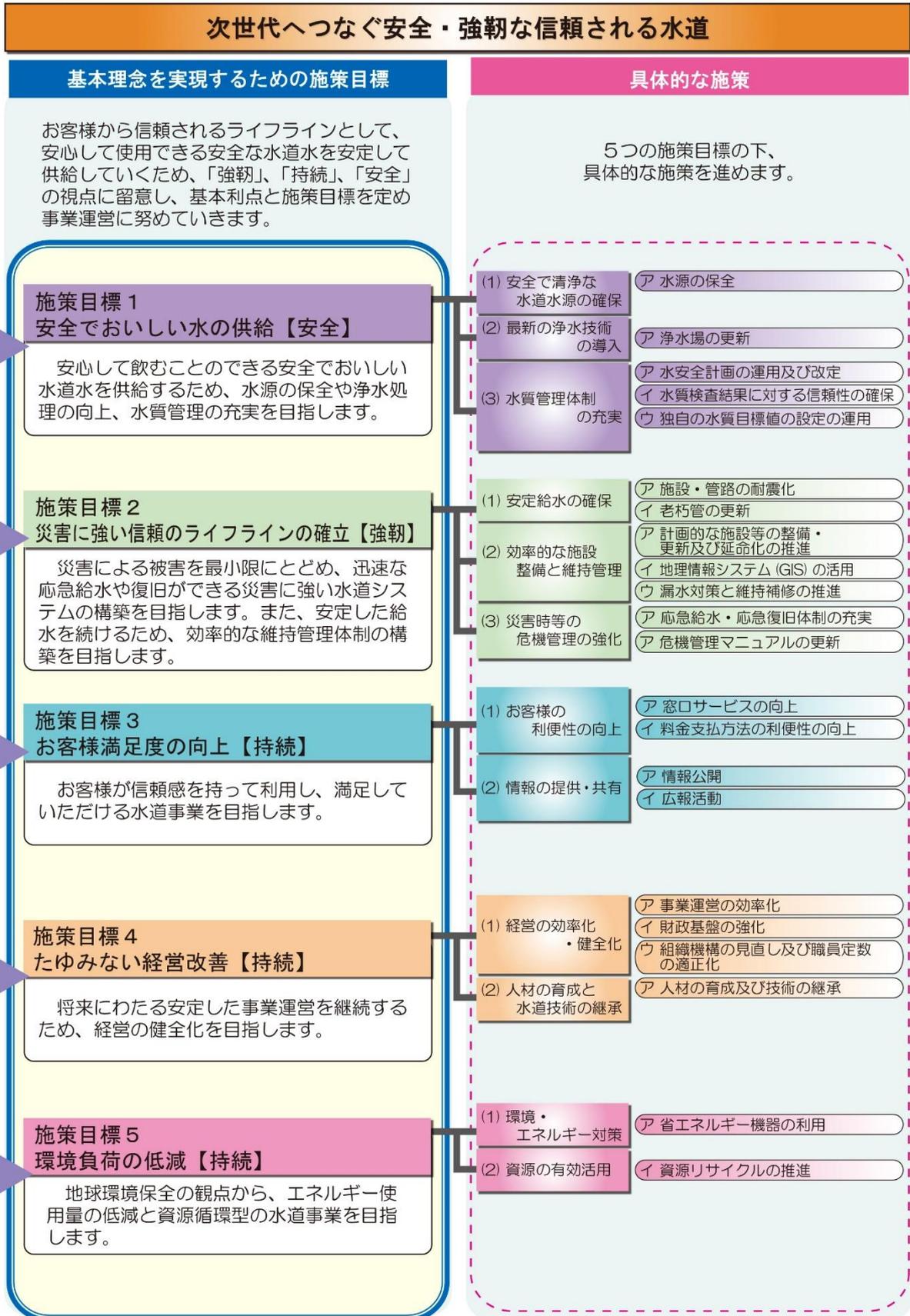
<sup>3</sup> 飲料水供給事業：50人以上（地下水等汚染地域にあつてはこの限りではない）100人以下の給水人口に対して、飲用に供する水を提供する施設。

### 3 課題抽出から施策目標・具体的な施策までの流れ

本市水道ビジョンは、現状を分析するとともに課題を明らかにした上で、持続可能な事業運営を実現していくための基本理念と、それを実現するための施策目標、具体的な施策の方針を定めることにより、引き続き将来にわたり安全で安心できる水道サービスの提供を目指すものです。



基本理念



## 4 施策の実現に向けて

### 4.1 施策の実現

本ビジョンは、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間の本市水道事業の目指すべき方向性を定めたものです。

本ビジョンにおける施策目標を実現するための施策の推進においては、PDCAという一連のマネジメントサイクルを確立することで、効率的・効果的な事業の実施を図っていきます。

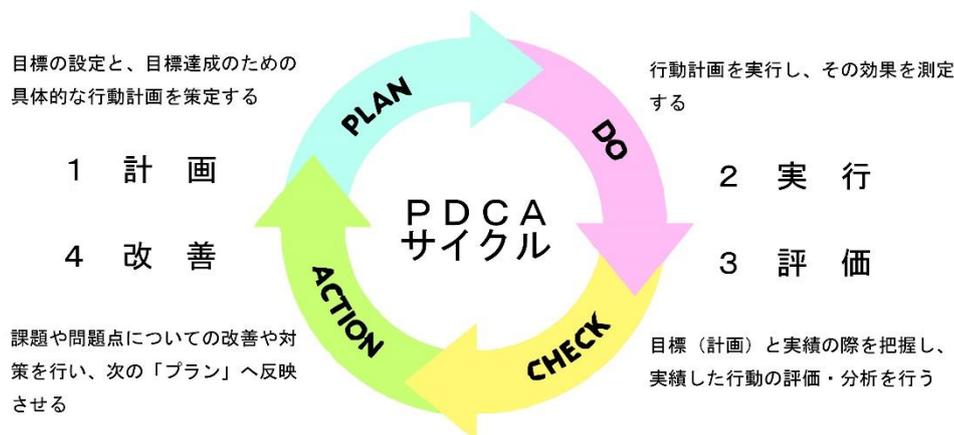


図 4.1 PDCAによるマネジメントサイクル

### 4.2 進捗管理

本ビジョンの施策体系に沿った実施計画として、10年間の経営計画を策定し、進捗状況を管理します。

### 4.3 進捗状況の公表

ビジョンの進捗状況については、目標の達成度や施策の実施内容等をホームページなどにより公表するとともに、評価・分析を行い施策に反映していきます。

## 5 釧路市水道ビジョンと持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsの目標達成に貢献するため、関連の深い水道ビジョンの各施策と連携を図って行きます。

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>安全な水道水をお届けする、また下水をきれいに処理して放流するため、施設や計器等を適切に維持管理し、公衆衛生の確保を持続的に果たし続けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な施設整備と維持管理</li> </ul>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>浄水場・処理場の見学や、広報誌やインターネットでの情報発信を通じて、水に関する学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供・共有</li> </ul>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>平常時・非常時ともに、安全な水道水の提供と下水処理による衛生環境を確保し続けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で清浄な水道水源の確保</li> <li>・安定給水の確保</li> <li>・水質管理体制の充実</li> <li>・最新の浄水技術の導入</li> <li>・災害時等の危機管理の強化</li> </ul>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>省エネルギー設備の導入や、エネルギーの有効活用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー対策</li> <li>・資源の有効活用</li> </ul>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>人材育成や技術承継を絶え間なく続けながらも、ワーク・ライフ・バランスを重視するなど働き方改革に取り組み、生産性向上を図ります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>次世代へインフラを引き継ぐため、ICTの導入、DXの推進などにより技術の一層の研鑽を図ることで、持続可能な上下水道を構築していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の育成と水道技術の継承</li> </ul>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>災害に強い上下水道の構築を通じて、都市の強靱化に寄与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定給水の確保</li> <li>・災害時等の危機管理の強化</li> </ul>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>浄水場の浄水発生土（脱水ケーキ）の減量化や、下水道汚泥の緑農地還元などを通じて、廃棄物の減少と再資源化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の有効活用</li> </ul>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変化や自然災害への対策を常に検討し実践していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質管理体制の充実</li> <li>・災害時等の危機管理の強化</li> </ul>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>取水する川などの水質保全や、適切な下水処理を通じて、海洋資源の保全を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で清浄な水道水源の確保</li> </ul>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>法令の遵守、財務報告の信頼性の確保や定期的な上下水道事業審議会での議論などにより、適正な事務執行に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の効率化・健全化</li> <li>・情報の提供・共有</li> <li>・人材の育成と水道技術の継承</li> </ul>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>公民連携や広域連携など、パートナーシップを重視し、サービスの向上と経営コストの削減に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定給水の確保</li> <li>・経営の効率化・健全化</li> <li>・効率的な施設整備と維持管理</li> </ul>

## 釧路市水道ビジョン

発行：令和4年3月

釧路市上下水道部 〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号

URL：<http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

経営企画課

TEL：0154-43-2169